

第41次宇都宮市住居表示等審議会（第5回）次第

日時 令和4年3月11日 午後4時00分

会場 宇都宮市役所14階 14A会議室

1 開 会

2 議 事

(1) 区域内住民への周知後の状況について

(2) 答申案について . . . 資料1

(3) 今後のスケジュール . . . 資料2

3 その他

4 閉 会

【資料一覧】

資料1 : 答申案

資料2 : 今後のスケジュール

第4 1次宇都宮市住居表示等審議会委員等名簿

1 委員 (宇都宮市住居表示等審議会規則第2条)

委員種別	役職等	氏名
第1項 1号委員 関係行政機関職員	宇都宮地方法務局 首席登記官 宇都宮東警察署 生活安全課長 日本郵便株式会社 宇都宮東郵便局 第1集配営業部 部長 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 栃木支店 営業担当部長	杉山 豊 山崎 一生 渋谷 崇広 國安 雅史
第1項 2号委員 学識経験者	栃木県行政書士会 宇都宮支部長 栃木県立博物館 学芸部長補佐兼人文課長 宇都宮市女性団体連絡協議会 会長 宇都宮商工会議所 監事	伊澤 恵子 篠崎 茂雄 木村 由美子 柿沼 賢
第1項 3号委員 公募委員		豊田 賢治
第2項 委員 臨時委員	平松本町第1自治会長 東峰南自治会長 平松ひかりヶ丘自治会長 陽東地区自治会連合会会長	相澤 哲夫 小野 義一 井野 康資 竹内 律

2 幹事 (宇都宮市住居表示等審議会規則第6条第1項)

東部区画整理事業課長

石川 和則

3 事務局

市民まちづくり部長

鈴木 信夫

市民まちづくり部次長

會澤 和貴

市民まちづくり部副参事

鈴木 信之

市民まちづくり部市民課長

田代 京子

市民まちづくり部市民課長補佐

舘野 昌志

市民まちづくり部市民課企画グループ係長

清水 是博

市民まちづくり部市民課企画グループ総括

久保井 伸明

市民まちづくり部市民課企画グループ主任主事

田崎 悟

宮住審第 号

令和 4 年 3 月 日

宇都宮市長 佐藤 栄一 様

第 4 1 次宇都宮市住居表示等審議会

会 長 篠崎 茂雄

住居表示の実施について（答申）

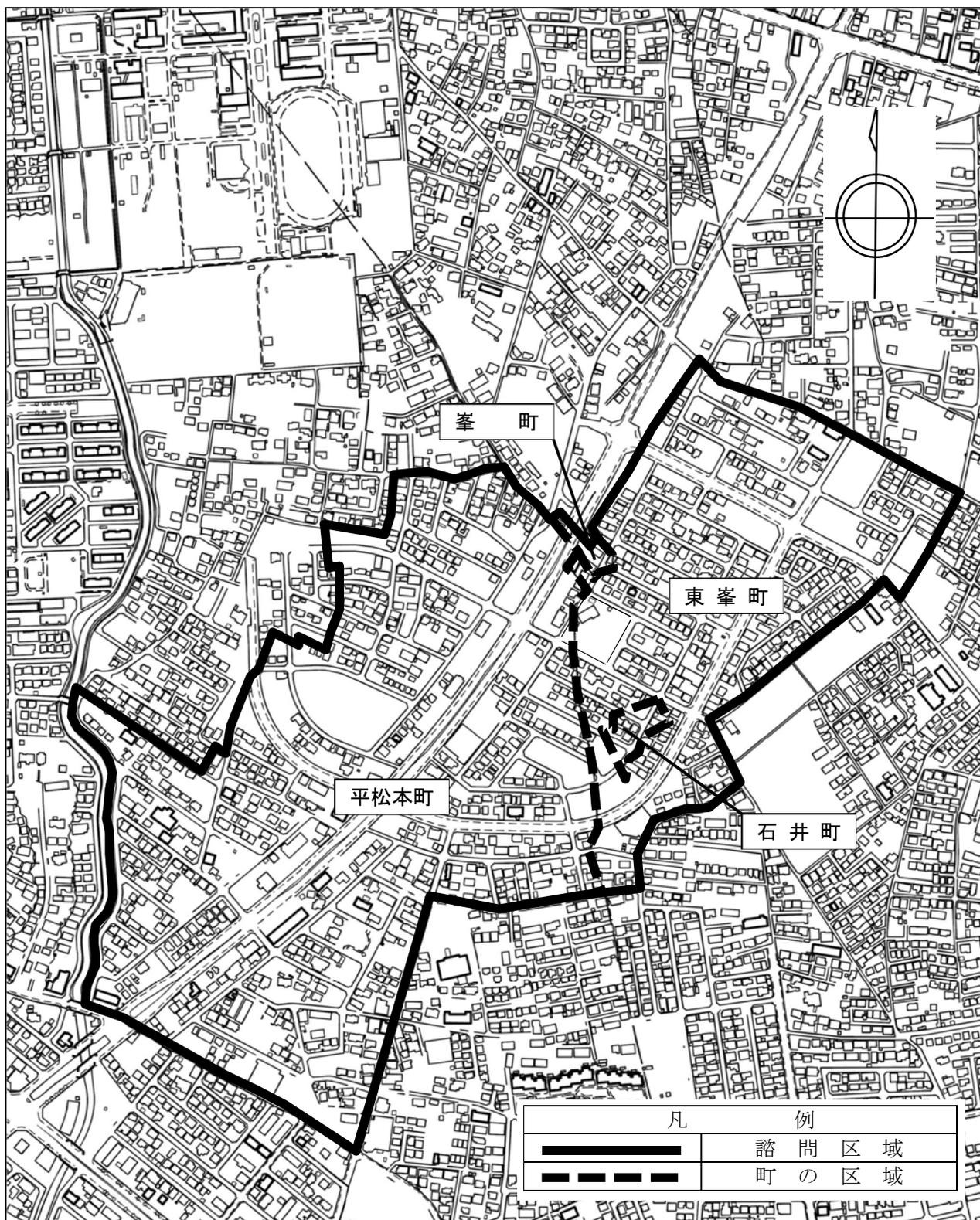
令和 3 年 8 月 3 日付け、宮市第 1 0 5 2 号で諮問のありました「峯町、東峯町、石井町及び平松本町の各一部の区域をもって、町の区域及び名称の変更について定めること」、「市の事務所の所管区域について定めること」について、慎重に審議を重ねてまいりました。

その結果、当審議会は、下記のとおり答申します。

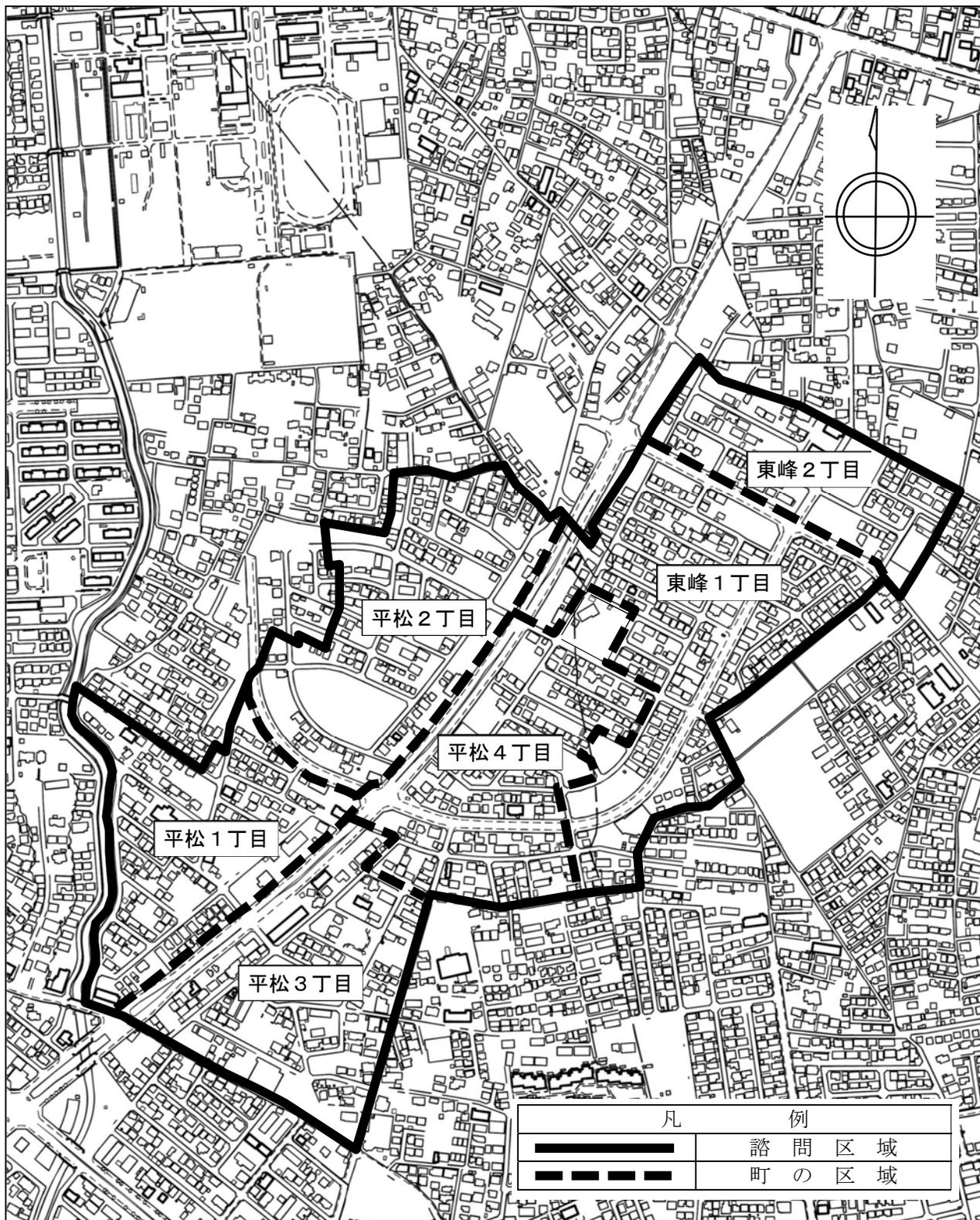
記

- 1 町の区域については、別図 1 を別図 2 のとおり変更する。
- 2 町の名称については、別図 2 のとおりとする。
- 3 市の事務所の所管区域については、別図 3 のとおりとする。
- 4 理由書 別紙のとおり

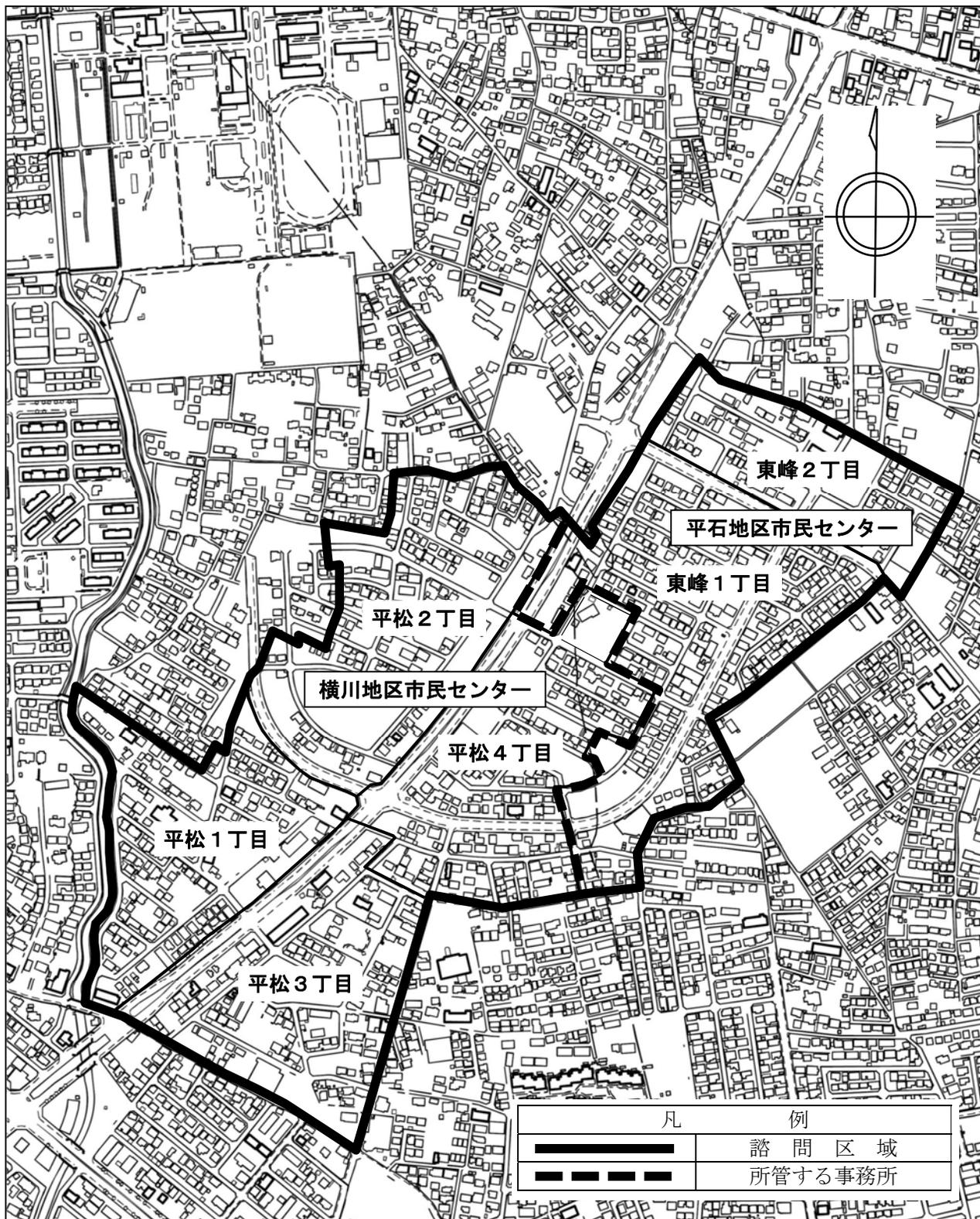
別図1



別図2



別図3



理 由 書

1 町の区域について

「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づき、地域の特性、面積、従来の町の境界等を考慮したうえで、都市計画道路、区画道路及び公園を用いて6つに画した。

2 町の名称について

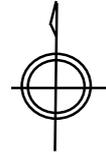
「宇都宮市住居表示整備実施基準」に基づき、以下のとおりとする。

- (1) 従来の町の名称に準拠し、住む人に親しみやすく、市民の方にもわかりやすいことから「東峰」及び「平松」を使用することが望ましい。なお、従来は「峯」の文字を使用していたが、常用漢字である「峰」を使用する。
- (2) 丁目の順番については、基準点である本町1番街区（旧市役所跡）に最も近いところから放射状に配列する。

3 市の事務所の所管区域について

従来の所管区域に準拠し、平石地区市民センター及び横川地区市民センターとすることが妥当である。

位置図



宇都宮川

宇都宮大学
南キャンパス

宇都宮大学
陽東キャンパス

今後のスケジュール

資料2

【答申】

宇都宮市住居表示等審議会ですとめた町の区域、町の名称及び所管事務所について市に答申します。

①

(1) 時期

令和4年3月28日予定

(2) 内容

答申(町の区域、町の名称及び所管事務所について)



【公示】 令和4年4月予定

町の区域及び名称案を公示します。なお、異議がある場合は、50人以上の連署をもって変更請求が可能です。(住居表示に関する法律第5条の2第2項)

②



【議会付議】 令和4年6月予定

市議会に町の区域案及び名称案について提案します。なお、変更請求書が提出された場合は、変更請求書を添付して付議し、公聴会を実施して意見を聴取します。

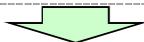
③



【告示】 議決後

町の区域の変更並びに町の区域及び町の名称の設定について告示します。(地方自治法第260条第2項)

④



【告示】 令和5年度予定(換地処分の前月を予定)

住居表示を実施すべき区域及び期日並びに住居表示の方法、街区符号及び住居番号について告示します。(住居表示に関する法律第3条第3項)

⑤



【住居表示実施についてのお知らせ及び住居表示通知書等の送付】

令和5年度予定(換地処分の前月を予定)

⑥

当該区域内にお住まいの世帯、法人等あてに、住居表示実施後に必要な手続き等が記載された「住居表示実施についてのお知らせ」や、住居表示実施前後の住所が記載された「住居表示通知書」等を送付します。



※ 換地処分後(令和5年秋頃予定)

【住居表示の実施】 換地処分の翌日予定

新しい町の区域及び名称になります。

⑦

※ 市で管理している公簿類(住民票・戸籍・印鑑登録等)や水道等については、市などで書換えを行います。が、運転免許証や不動産(土地・建物)の登記簿の所有者の住所や商業登記、法人登記の所在地・役員の住所等については、ご本人による手続きが必要になります。